

保育料等一覧表

保育認定を受けた3歳以上(当該年度の初日の前日となる3月31日現在)の子どもに係る保育料

(月額)

階層区分	世帯の状況		多子軽減に係る区分判定		国	浜田市	副食費	主食費	
	※祖父母等のいずれかの所得割課税額を含む場合あり				基準額				
第1	生活保護世帯		第1子から無料		すべて無料	無料	無料	施設へ支払う	
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯		第1子から無料					
				同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える					第1子:基本 第2子以降:無料
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯		第1子:基本 第2子以降:無料					
				同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える					第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料
第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯で市町村民税所得割課税額77,101円未満		第1子:基本 第2子以降:無料					
		上記以外の世帯で市町村民税所得割課税額57,700円未満		同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える					第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える		第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料					
				幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える	第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料				
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える		第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料					
				幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える	第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料				
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える		第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料					
				幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える	第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料				
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上		幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える		第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料		施設へ支払う	第3子以降無料	

【第3子以降について】
年齢制限なし。別生計であっても数える。ただし、離婚により別生計になった場合は除く。

【備考】

「市町村民税所得割課税額」は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄附金控除等(調整控除額・税額調整措置の額は除く)の税額控除前の額となります。